

地域未来戦略本部の設置について

〔 令和 7 年 11 月 11 日
閣 議 決 定 〕

- 1 地方が持つ伸び代を活かし、国民の暮らしと安全を守るため、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成し、世界をリードする技術・ビジネスを創出するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力に支援することなどの検討のため、内閣に、地域未来戦略本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
本 部 長 内閣総理大臣
副 本 部 長 内閣官房長官、地域未来戦略担当大臣
本 部 員 内閣府特命担当大臣（金融）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
- 3 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前三項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、閣議決定の日から実施する。
- 2 新しい地方経済・生活環境創生本部の設置について（令和 6 年 10 月 11 日閣議決定）は、廃止する。ただし、廃止前の新しい地方経済・生活環境創生本部が検討した事項等については、本部に引き継がれるものとする。